

厚生労働省より、令和7年8月1日からの**支給限度額等の改定**に対応した「**高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続について**」「**介護休業給付の内容及び支給申請手続について**」が公表されています。

具体的な高年齢雇用継続給付と介護休業給付の支給限度額等の改定後の額は、下記のとおりです。

【高年齢雇用継続給付】

- 支給限度額：386,922 円（前年度比+10,172 円）
- 最低限度額：2,411 円（前年度比+116 円）
- 60 歳到達時の賃金月額
 - ・ 上限額：508,200 円（前年度比+13,500 円）
 - ・ 下限額：90,420 円（前年度比+4,350 円）

【介護休業給付】

- 支給限度額：上限額 356,574 円（前年度比+9,447 円）

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

- 高年齢雇用継続給付 介護休業給付 雇用保険

雇用継続給付

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html